

令和2年度第1回彦根市男女共同参画審議会(書面会議方式) 議事録要旨

日時：令和2年8月5日(水)

16時30分～17時30分

場所：オンライン会議

出席者：男女共同参画審議会会長 富川拓、副会長 横田祥子 ※敬称略

事務局：企画課長兼女性活躍推進室長(牛澤淳)、企画課女性活躍推進室(加藤真美、奥村圭博)

オブザーバー：日本都市計画研究所(株)

1 開会

事務局：ただ今から、令和2年度第1回彦根市男女共同参画審議会を開催いたします。会議の成立についてですが、男女共同参画審議会運営規則第3条第2項では、「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と定められております。本日は、審議会の決定を受け、書面会議方式により実施いたしますことから、各委員様宛に先に送付しております本会議の議題に対する「承認・不承認書」の提出をもって、出席とさせていただきます。委員15人中、14名の委員の皆様からの「承認・不承認書」のご提出があり、当会議は成立していることをご報告いたします。

2 議題1 新計画策定スケジュール(案)について

会長：新計画策定スケジュール(案)については、審議会委員の皆さまより提出された「承認・不承認書」から、14名の審議会委員の方から「承認」いただいております。このことについて、何かご意見等はございますか。

[出席者から意見なし]

それでは、議題1「新計画策定スケジュール(案)」については、承認多数により、承認と決めます。

3 議題2 「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ(改定版)」に係る事業実績および事業計画報告について

会長：「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ(改定版)」に係る事業実績および事業計画報告については、審議会委員の皆さまより提出された「承認・不承認書」から、14名の審議会委員の方から「承認」いただいております。このことについて、何かご意見等はございますか。

[出席者から意見なし]

それでは、議題2「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ(改定版)」に係る事業実績および事業計画報告については、承認多数により、承認と決めます。

3 議題3〔新計画骨子案〕新計画の基本理念/基本方針/基本目標について

会 長：〔新計画骨子案〕新計画の基本理念/基本方針/基本目標については、審議会委員の皆さまより提出された「承認・不承認書」から、14名の審議会委員の方から「承認」いただいております。このことについて、何かご意見等はございますか。

事務局：事務局から訂正を申し上げます。

骨子案P3、計画期間の表中に、彦根市 まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略」について、こちらは、当課が所管しておりますので掲載しておりましたが、人口増加等についての計画であり、彦根市総合計画の個別計画の一つであるため、削除させていただきます。また、骨子案P11、(3)婚姻の状況について、【全国】の表中、平成29年の婚姻件数を60,686件から606,866件に、離婚件数を21,226件から212,262件に数値を訂正しております。大変申し訳ございません。

事務局からの提案になりますが、骨子案P15、(8)政策・方針決定過程への女性の参画状況についてですが、全国・滋賀県、滋賀県内他市の状況を示したグラフを追加で掲載する予定で調整しております。

副会長：骨子案P21、課題のまとめ、(1)市民意識調査からの傾向と課題の表中、問3-1「あなたは今後、結婚したいと思えますか」の質問について確認させてください。問3-1の質問は、未婚の方を対象とした質問なのか、すべての方を対象とした質問のどちらになりますか。問3-1で、すべての方を対象とした質問として、結婚観を尋ねているのであれば、未婚の方が結婚についてどのように考えているのか回答に反映されないのではないのでしょうか。

事務局：問3-1については、すべての方を対象とした質問ではなく、死別・離別された方や事実婚の方、未婚の方を対象とした質問となっています。

副会長：承知しました。

会 長：問3-1は限定された対象からの回答ということで、傾向と課題が見えているということになります。

事務局：今後の検討課題になりますが、5月に内閣府から災害対応力を強化する女性の視点というようなガイドラインが示されていることもあり、新計画の中でも災害時の女性の人権擁護についての視点を盛り込む必要も出てくるかもしれません。国や県も男女共同参画計画を策定している段階にあり、その動きも注視しながら審議会でも検討していただければと思います。

会 長：災害に対する対応ですが、現計画ではどの部分が該当しますか。

事務局：現計画では、基本目標 4 推進課題 2 通し番号 70「地域防災における男女共同参画の促進」があります。

会長：災害対応の取り組みについては、新たな項目を立てるもしくは、計画の体系のどの部分に当てはまるのか検討しつつ進めていかなければなりません。これだけ災害が多いので、災害対応に対する項目も必要になってくると思いますので、今後の検討課題になります。

副会長：災害時、避難所等でリーダー役になるのは男性が多いと聞いています。また、支援物資の分配の仕方も男性が決めてしまうといった話も聞いたことがあります。男女共同参画を進めるうえで、災害における女性の視点を取り入れることは、重要な課題であると思います。

会長：災害は実際に起こるので、災害や防災は、住民の方に、その際の男女共同参画について考えていただける重要なテーマであると思います。また、災害が起こる前の取り組みも大事になります。災害が起こった時の男女共同参画の推進も必要になります。

確認させていただきたいのですが、骨子案 P15、(8)政策・方針決定過程への女性の参画状況についてですが、現時点では彦根市のグラフを載せていただいています。これに加えて全国や県内の市町レベルのデータを載せていただけるのでしょうか。

事務局：現在、全国、滋賀県、県内他市の指標を確認しながら掲載できるものを調査しているところです。

会長：彦根市だけのデータでは、傾向や課題等について見えてこない部分もあると思いますので、ぜひ掲載していただければと思います。

それでは、議題 3〔新計画骨子案〕新計画の基本理念/基本方針/基本目標については、承認多数により、承認と決めます。

4 議題 4〔新計画骨子案〕新計画体系と施策の方向について

会長：〔新計画骨子案〕新計画体系と施策の方向については、審議会委員の皆さまより提出された「承認・不承認書」から、14名の審議会委員の方から「承認」いただいております。このことについて、何かご意見等はございますか。

事務局：〔新計画骨子案〕新計画体系と施策の方向については、審議会委員の方から骨子案の内容について、文言や注釈、レイアウト等の修正についてご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、骨子案を修正し、次回審議会にてお示しする予定です。

会長：次回審議会にて修正したものをお示しいただけるとのことですが、どの部分が変更されたか、分かるようにしていただけると、修正前と修正後を比較しながら議論できます。ぜひ、変更点が分かるようにお示しいただければと思います。

副会長：骨子案 P25 で課題の方向性が示されており、(4)計画の進捗管理のための取り

組みで、課題の方向性として「ジェンダーギャップ指数の改善」を記載される予定とのことですが、彦根市として調査ができないと達成は難しいのではないのでしょうか。

事務局：ジェンダーギャップ指数の改善のための具体的な取り組みについては、審議会委員の皆さまのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えています。

日都研：ジェンダーギャップ指数については、経済・教育・健康・政治のそれぞれの分野で分かれています。それぞれの分野を注視しながら国レベルのジェンダー指数を少しでも改善できるよう意識を持つことが重要であると思います。また、ジェンダーギャップ指数を情報として知っておく必要があると考えます。

会長：ジェンダーギャップ指数の改善に向けて一步踏み込んで取り組んでいくことへの難しさについて確認できたと思います。ジェンダーギャップ指数の経済・教育・健康・政治の分野は、新計画策定においても重視すべきところばかりでありますし、どれかの分野が計画に影響してくる部分も出てくると思います。市のジェンダーギャップ指数をデータとして得られる状況にしていかなければ、指数を改善できたと言い切るのは難しいのではないのでしょうか。一方で、ジェンダーギャップ指数の改善を新計画に記載することへの意義もありますので、今後、検討していく必要があると思います。

それでは、議題4〔新計画骨子案〕新計画体系と施策の方向については、承認多数により、承認と決めます。

5 その他：彦根市男女共同参画審議会運営規則の改正について

事務局：審議会については、彦根市男女共同参画審議会運営規則にのっとり開催をさせていただいております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面会議方式により実施をしていますが、運営規則には、書面会議方式に関する事項は明記されておりません。現在、書面会議の開催については、規則第6条にて、「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」としているため、書面会議開催の可否を審議会にお諮りし、開催を決定しているところです。今後も新型コロナウイルス感染症の状況を考慮する必要があり、よりスムーズに審議会が開催できるよう、書面決議に関する事項について、運営規則の改正の準備を進めておりますので、ご報告させていただきます。

6 閉会

【参考】意見・回答書 ①「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」に係る事業実績および事業計画報告について

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
1	A	出前講座等の新規開催数（自治会）	達成率は100%超過（達成）しているため、早々に指標から削除して、別の目標を達成していない施策の取組に集中すべき。	出前講座は、市民や団体、事業所などに男女共同参画について直接啓発を行える有効な手段の1つであることから、指標として継続していきます。 なお、次期計画策定時には、地域における男女共同参画の推進について、出前講座も含めて新たな指標の設定を検討してまいります。
1	C	出前講座の新規開催数（各種団体）	新規開催が14団体ありますが、具体的にはどのような団体でしょうか。	民生児童委員協議会連合会、滋賀行政相談委員第五ブロック協議会、NPO法人、老人クラブなどの団体です。
1	D	学校における副読本の活用	達成率は100%超過（達成）しているため、早々に指標から削除して、別の目標を達成していない施策の取組に集中すべき。	小中学生への男女共同参画への教育において、副読本の活用は有効な手段であるため、引き続き、副読本を活用し、男女共同参画への学びの機会を提供していきたいと考えております。ご指摘の通り、現時点で目標を達成していることから、新計画策定時には、新たな指標指標の設定について検討してまいりたいと思います。
2	4	出前講座の開催	市民や事業所に直接啓発できる事業であるので、企画課職員および地域推進員の活動に期待します。 年内は、集合人数に制限もあると思いますが工夫して取り組んでください。	出前講座については、新規の申込みが少なく、受講者の固定化がみられます。今年度は、地域推進員および企画課職員による企業訪問を実施し、男女共同参画および女性活躍推進について直接啓発を行うとともに、出前講座についてもPRを行い、新規申込者の開拓を行いたいと思います。また、自治会における人権のまちづくり懇談会において、男女をテーマに研修を開催してもらえよう、ヒューマンアクターと連携し、出前講座の開催数増加に向けて取り組んでまいります。
3	8	子供会やスポーツ団体等の指導者への研修	令和元年の成果について、「なし」との記載ですが、前年度には実施をしており当初計画時に盛り込まれていたのか、新たな取組みで、単に連携が図れていなかっただけなのか。	子ども会指導者連合会が単位子ども会の役員等を対象に研修会を開催する内容となっているが、数年間、指導者連合会として研修が実施できていない状況です。

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
4	10	地域で活躍するリーダーの養成	新型コロナの第2波発生等考慮して、地域推進会議（月1回開催）は中止された方が適正判断と思われます。又は完璧な新型コロナ対応策を講じているか第三者の目線でチェックすべき。行政主催の場合、新型コロナ陽性反応がでた場合、全国的な批判となる可能性が大きい。	今年度の地域推進員連絡会議においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染拡大の状況に応じて中止し、書面会議方式による会議を開催しておりました。7月から会議を再開しましたが、会議の開催にあたり、三密を避ける、手指消毒や咳エチケットの徹底などの感染症対策を講じたうえで、実施しております。なお、今後の感染拡大の状況を注視しながら、必要に応じて、書面会議方式に変更するなど、感染症対策を徹底してまいりたいと考えております。
4	12	学習指導の充実	着実に平等教育が浸透している実感がありますが、今年度も隠れたカリキュラム（意図せずとも日常の教師の行動や友人たちとの関わりの中で身につける性別役割など）の存在を意識して更に実践をお願いします。	ご指摘のとおり学校生活全般において、子どもたちが性別にとられず、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう努めます。
4	13	副読本の活用	年度末には活用方法を確認するとともに、活用前と活用後の子どもたちの変化を見てほしい。	活用状況調査の結果から、学習効果について把握してまいります。
7	22	人権啓発資料の作成・活用	他のページでは専門用語（単語）に（カッコ）書きされているので、「L G B T」なども注釈や（カッコ）を入れておいた方が良くと思われます。	今後、専門用語（単語）については、用語の説明を記載するなど対応してまいります。
7		(個別の事業以外)	市や関係機関が発行するポスターやチラシ、冊子などについて、ジェンダー平等の視点を持って作成してください。また、表現やイラストなどのチェック役割を担当職員が担ってください。	ポスターやチラシ、冊子以外においても市の各種業務において、男女共同参画の視点を持って、業務を遂行することが重要であると考えます。今後、庁内における各職場で男女共同参画の意識や視点を持って職務を遂行してもらえよう、各所属から選出されたワーキングメンバーへの研修を行い、それぞれの職場における意識改革に取り組んでもらいたいと思います。

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
9	E・F・G	女性委員の割合、自治会役員、 教頭以上の女性の割合	<p>女性自身、意識の低い方が多いため</p> <p>①単純に募集、割合比率を団体・自治会・学校に働きかけても現状では割合は高くなりません。単純に啓発するだけでなく、行政として企業・団体・自治会・学校に責任を負わせる（罰する）法律・条例を作って、強制していく</p> <p>②意識向上のために学校教育を充実させる とした取組内容にすべき</p>	<p>強制力のある制度構築や罰則による推進ではなく、男女平等参画や女性活躍の必要性、有効性を理解していただき、企業、自治会、学校などそれぞれにおいて自発的に、主体的に実践していただくことが重要だと考えています。</p> <p>女性委員の登用については、女性委員の積極的な登用を呼びかけるとともに、企画課女性活躍推進室で設置している女性人材バンクを積極的に活用していただけるよう、人材の発掘、確保に努めていきたいと考えております。</p> <p>自治会における女性役員の選出については、性別での選出ではなく、輪番制で各世帯へ役員の割当を行うことが多く、女性役員の選出や男女共同参画への意識向上のため、啓発が必要であると考えます。学校の女性管理職の登用については、個人の能力と適正に応じ、教務主任等への女性の登用を行い、管理職登用に向けた環境整備に努めています。</p> <p>これらの啓発を継続して行っただうえで、適宜、啓発内容の工夫や改善を行ってまいりたいと考えております。</p>
10	29	市の審議会等への女性の登用の 推進	<p>「委員の選出に市が直接関与できない」としているが依頼することは不可能でしょうか。性別指定して依頼するポジティブアクション・クォータ-制に取り組んでみませんか。</p> <p>【回答①】に対する意見 難しいと考えておられるだけのことなのですが、考えるだけでなく一度取り組んでみませんか？困難であれば次の方法を考えましょう。今年度はすでに7月になっており取り組めないかもしれませんが、次期計画には反映していただくよう再度提案します。</p>	<p>【回答①】 ご提案のとおり性別指定して依頼する方法もひとつかと思いますが、審議内容に沿った人選をお願いしており、性別を含め、選出される委員の範囲を市側から一律に指定することは難しいものと考えております。このため、代案として、委員の改選時期に応じて女性委員の優先選出をお願いする依頼通知に努めるなどの工夫を検討しているところで</p> <p>ご提案ありがとうございます。取組については、前回の繰り返しとなり恐縮ですが、まずは代案として、委員の改選時期に応じて女性委員の優先選出をお願いする依頼通知に努めるなどの工夫により、改善を図ろうと検討しているところですのでご理解願います。</p>

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
10	30	クォータ制の導入	上記と同様で注釈や（カッコ）を入れておいた方が良く と思われます。	今後、専門用語(単語)については、用語の説明を記載するなど 対応してまいります。
10	32	管理・監督者への女性の積極的 な登用	彦根市内小・中学校教員の性別人数（比率でも） （滋賀県内人数でも可）	小学校 男性151人、女性286人 中学校 男性134人、女性112人 （彦根市 令和2年5月1日現在）
10	32	管理・監督者への女性の積極的 な登用	登用を積極的に進めているとは思いますが、市の職員の 男女比率、教員の男女比率に近づく比率を目標に、更に 積極的に登用してください。教員の管理職については滋 賀県に働きかけてください。	市職員の係長級以上における男女比率は、10年前の平成23年度と 比較すると、市全体で5%増、病院以外の部局で5.2%増と、いずれ も増加していますが、ここ数年は大きく改善していません。この ため、女性職員の能力発揮の機会を拡大し、職場における男女共 同参画の促進を目的に、女性職員の管理監督職への登用を、今後 とも更に積極的に行う必要があるものと考えております。また、 教員の管理職については、これまで同様、機会を捉えて滋賀県へ 働きかけを行ってまいりたいと考えております。
10	31	女性人材バンクの活用	「登録者増加のため、工夫が必要」とされていますが、 令和2年度ではどのような工夫をされていますか。	【回答①】 登録者増加のため、現行の登録要件の見直しについて検討してま りたいと思います。
			【回答①】に対する再意見 ぜひ様々な団体等に女性人材バンクへの登録をPRしてく ださい。（民児協・教職員・女性団体・PTA・農協・商工 会議所など）	現在、「彦根市女性人材バンク設置要綱」において登録対象者を 「満20歳以上の女性で、彦根市に在住し、彦根市男女共同参画セ ミナー等を修了した者等とする。」となっていることから、各種 団体へ彦根市男女共同参画セミナーを受講していただけるよう積 極的にPRしてまいります。また、今後、より幅広い人材確保をめ ざし、現行の登録要件の見直しについて検討してまいります。

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
11	35	ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備	<p>①曜日を指定して全員で励行するような取組でなく、個人別に週2回決めさせ、実践させる方が確実。</p> <p>②行政として週休2日制を週休3日制へと積極的に構築すべきでは。</p> <p>③行政としてテレワークができる環境・システムを構築すべきでは。</p>	<p>①まずは組織としての取組を進めておりますが、個人での実践方策については、今後、働き方・業務改革推進本部のワークスタイル部会等で議論してまいりたいと考えております。</p> <p>②週休3日制への変更は、現時点ではこれまで特段の議論をしておりません。国家公務員における週休3日制の動向を注視しつつ、行政運営面で市民サービスの低下につながることはないよう、メリットやデメリットの情報収集に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>③テレワークについては、市長部局等では、すでに小規模(30人程度)での利用ができる環境を構築済みですが、今後、働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策としての新しい生活様式の実践に向けて、更なる規模拡大に努めてまいりたいと考えております。</p>
12	40	民生委員児童委員人権擁護推進委員・・・	<p>①民生委員児童委員の男女別人数 推移も分かれば</p> <p>②主任児童委員の男女別人数 推移も分かれば</p> <p>(昨年12月に改選されたので、今年度の取組はできないかもしれませんが今後の参考のため)</p>	<p>①民生委員児童委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月1日付実数193人(うち男性123人、女性70人) ・平成28年12月1日付実数195人(うち男性126人、女性69人) ・令和元年12月1日付実数199人(うち男性138人、女性61人) <p>②主任児童委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月1日付実数27人(うち男性1人、女性26人) ・平成28年12月1日付実数29人(うち男性1人、女性28人) ・令和元年12月1日付実数29人(うち男性1人、女性28人)

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
12	40	民生委員児童委員人権擁護推進委員・・・	<p>(民生委員児童委員について事前質問の回答からは女性の割合は30.6%と思うのですが、元年度の成果では40%となっている?)</p> <p>いずれにしても民生委員児童委員・人権擁護推進員の構成が性別に偏りの無いように積極的な働きかけをお願いします。</p> <p>主任児童委員の男性の任命についても次期改選時に取り組んでください。</p>	<p>令和元年度の実績である40%については、「民生委員児童委員」と「主任児童委員」の合計人数に対しての女性の割合となります。</p> <p>性別偏りの解消に向けて、解職委員等があれば、「民生委員児童委員」は後任に女性委員を、「主任児童委員」は後任に男性委員の推薦を依頼してまいります。</p> <p>人権擁護推進員についても、多様で幅広い人材の登用に努めてまいります。</p>
12	41	出前講座の開催	<p>「今後、人権のまちづくり懇談会で男女共同参画出前講座をより利用してもらえよう、工夫が必要」とされていますが、令和2年度ではどのような工夫をされていますか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今年度の人権のまちづくり懇談会の実施を中止された自治会や今後、実施を検討される自治会があるなど開催に向けては非常に厳しい状況にあります。しかしながら、自治会での出前講座の開催数が減少していることから、まちづくり懇談会の開催を支援するヒューマンアクターと連携し、男女共同参画に興味を持ってもらえるような教材の提供、PRを通し、男女をテーマとして出前講座を開催してもらえるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。</p>
12	H	平均給与収入	<p>法的に男女の給与収入は同額（勤務期間と資格をベース）とするように働きかける。</p> <p>給与差は個人目標を設定させ、その成果で判断し、積極的に目標達成に尽力した方には給与アップさせる。</p> <p>又は昇格させ給与アップする仕組みを構築しては。</p>	<p>ご助言ありがとうございます。男女の給与収入額の差が改善するよう、次期計画策定時には、職場における男女共同参画および女性活躍の推進に向けて、取り組んでまいります。</p>
12	H	平均給与収入男性を100とした・・・	<p>全国的な平均は、およそ70%（60～73%）のようですが本市の状況の原因を正しく知ることが必要で、そのうえで対策を考えることが重要です。もちろんすぐに改善されるものではないが何もしないわけには行かないと思います。管理職への登用は一つの策になります。</p>	<p>ご助言ありがとうございます。男女の給与収入額の差が改善するよう、次期計画策定時には、職場における男女共同参画および女性活躍の推進に向けて、取り組んでまいります。</p>

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
13	J	市内事業所に従事する人の年次有給休暇取得率	年次有給休暇5日以上は法律で定められており罰金も発生する事や、取得状況に差が見られるとの事ですが、同じ業種・職種で取得されていないのか、取得できない理由は、啓発だけで良いのか疑問に思われます。	年次有給休暇の取得については、積極的に取得に向けて取り組んでいる企業とそうでない企業に差が見られます。年次有給休暇の取得率については、これまで企業に対して十分に啓発をできていなかったため、まずは、年次有給休暇の取得促進に向けての啓発を行ってまいりたいと考えております。
15	48	育児・介護休業制度の徹底	今後開催された場合はとの記載ですが、新型コロナの第2波発生等考慮して、今後も中止された方が良いでしょう（以下共通）	今後の状況を注視し、書面開催等を検討します。また、研修会等を実施する場合は、広い会場を利用し、人数を制限するなど三密対策を行ったうえで開催いたします。
15	49	市男性職員の育児休業の取得促進	資料2-1で書かれているように、取得率を書いてはどうでしょうか。彦根市として積極的に取り組んでいる点、アピールしていただきたいです。	男性の育児休業取得の促進に向けて、市役所内において取得率を向上させることは市民や事業所等へのロールモデルとなることから、積極的に取り組んでいる点について周知していくことは重要であると考えます。今後、人事課と連携し、育児休業取得率の向上に向けて、啓発および周知等に取り組んでまいりたいと思います。
15	49	市男性職員の育児休業の取得促進	クォータ制を導入してください。出来ない理由はどこにあるのか。何が壁となっているのか検証する必要があります。育休を女性だけが取得すると「育児は母親がするもの」という考えや意識（性別役割分担意識）が追認されるとともに定着し、復帰後も母親にとって大きな負担となり、女性の職業上の活躍を阻害する一員となっていきます。女性の活躍をいうのならクォータ制の導入を躊躇することはありません。	【回答①】 ご意見にありますとおり、男性職員の育児休業促進の観点でクォータ制（割当制）の導入は効果的であると考えます。しかしながら、一方で休業取得は職員の選択行為であり、収入減にもなることから、割当制を導入することで、その裁量を限定する可能性もあることと考えます。このことから、市男性職員の育児休業については、各家庭での事情等を考慮し、現時点では、現行の選択制を継続したいと考えております。クォータ制（割当制）の導入については、今後とも、国や他市町の状況等を研究し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
			<p>【回答①】に対する意見 推進本部会議の報告でも取得率が上がっているとのこと で嬉しく思います。クォータ制が効果的であるなら導入 しましょう。収入減に配慮するなら有給とすることも出 来ます。また、取得日数に幅を持たせるなど工夫の余地 はいくらでもあります。導入しない理由を考えるよりど うしたら導入できるか考えたいものです。次期計画には ぜひとも盛り込んでください。</p>	<p>前回の回答にありますとおり、現時点では選択制を第一に 考えているところです。本市男性職員の育児休業取得率は 上昇傾向にありますこともあり、クォータ制の導入を含め た男性職員の育児休業の向上方法については、今後、職員 の考え方を聞くなどの状況把握を行ってまいりたいと考 えております。</p>
16	54	企業訪問を通じた啓発活動の充 実	<p>各企業事業所の人員配置に性別による偏りはないかなど 具体的な啓発をしてください。（スーパーのレジや金融 機関の窓口などに性別の固定化があるのはなぜか、利用 する立場でいつも気になっている）</p>	<p>滋賀県では毎年7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人 権啓発推進月間」と定め、市行政職員等による企業訪問を実施し ています。これにより実施します本市の企業訪問についても国や 県の規定に基づく訪問となるため、定められた項目による啓発を 行うこととなりますが、訪問の際に啓発資料を配布する等によっ て、性別や年齢等に関わらず、誰もが働きやすい職場づくりの実 現に向けた啓発・推進を今後も行ってまいります。</p>
18	M	放課後児童クラブ利用者数	<p>質問ではなく“その他”に書くべきことなのかも知れ ませんが、高い達成率を実現している理由を詳細に検 討し、得られた知見を今後の計画およびその推進に活 かしたいと考え、敢えて認める次第です。 佐和山小の専用棟建設等のハードウェア整備も大いに 貢献しているとは思いますが、放課後児童クラブのマ ネージメントを支えている人が、現場サイド(学校教育 経験)からも行政サイド(教育委員会経験)からも物事を 観ることのできる、いわば複眼的な見方ができる経験 豊かな方が専従しておられることが、高い達成率を実 現している大きな理由ではないかと考えます。新計画 の策定・遂行にあたり、個々の指標（施策・事業）の 成否は、どのような人材（人財）に専従していただ けるのかに依るところ大なのではないかと思ひます。</p>	<p>核家族化やライフスタイルの多様化に伴い、放課後児童ク ラブの利用を希望される方は年々増加しており、今後もそ の傾向は続くと考えられます。引き続き学校や指導員業務 受託事業者と連携しながら、待機児童を発生させないよう 受け入れに努めていくとともに、安全・安心な保育環境を 提供することも重要ですので、保育の質の向上に努め、事 業の充実に取り組んでまいります。</p>

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
19	64	農業分野における男女共同参画の促進	事業の概要および令和2年度の計画にも記載があるが「女性ならではの視点」とはどのようなことを意味しているのか	食卓に近い視点を活かした商品企画力などを意味しております。とかく男性中心のイメージが強い農業現場ですが、女性の知識や経験が六次産業化の推進に必要不可欠であると認識しています。
19	64	農業分野における男女共同参画の促進	農業分野で男女共同参画が確実に進んでいると感じます。「女性ならではの視点」という表現は気になります。事前質問（※上記#29質問）の答えに「お客さんとの細やかで気配りに溢れたコミュニケーションなどを意味しております。」とあり、このような考え方が性別による固定観念の助長につながります。過去には、男性主導で事業が進められてきたことから「女性の知識や経験が六次産業化の推進に必要不可欠である」とすることは、ポジティブアクションとして有効だと思います。	誤解を招く上記回答の一部を修正します。現在のところ、6次産業化の事業母体となる集落営農法人や個人農業法人において、女性役員や従業員は非常に少なく、他の産業に比べて男女共同参画が進んでいるとは言い難い状況にあります。過去においても男性主導であった農業現場の歴史を鑑み、キラリと光る着眼点や発想を生かし、加工品づくりなどの生産現場において、その手腕を大いに発揮していただくため、女性の参画を積極的に促すことを趣旨としており、ご意見にありますとおり、ポジティブアクションとして女性の見識等を求めるものです。
21	69	防火活動における男女共同参画の促進	消防団員ではなく消防士についての質問 消防士の募集については、性別規定はしていないと思うが、女性の応募はあるのか、また、近年女性消防士の採用はあるのか (以前、女性消防士を募集採用していた)	令和2年度の消防職員採用試験は、現在応募期間中ですので、令和元年度以前の内容でお答えします。令和元年度は、応募者60名のうち女性は4名で、採用者8名のうち女性は1名です。同様に、平成30年度は、応募者64名のうち女性は1名で、採用者10名のうち女性は0名、平成29年度は、応募者74名のうち女性は0名で、平成28年度は、応募者61名のうち女性は2名で、採用者10名のうち女性は2名、平成27年度は、応募者38名のうち女性は0名です。
21	69	防火活動における男女共同参画の促進	女性消防団員確保募集はやめて、女性の就職の場として消防署員（職務内容は女性消防団員の内容）として募集する方が確実。当該消防署員は彦根市の職員として。	消防職員ですが、令和2年4月には女性職員1名を新規採用いたしました。採用自体は男女の分け隔てなく行っていますが、引き続き女性職員の確保や育成に努めてまいりたいと考えております。

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
24	80	学校における性教育の充実	令和元年度の課題として「保護者への働きかけ」「家庭との連携」が挙げられていますが、令和2年度では具体的にどのように対応されていますか。	学習したことを各種通信（学校だより、学年・学級通信、HP等）で発信したり、学習参観にて性教育の授業を公開したりしています。
24	82	相談体制の充実	現在の相談体制を更に充実してください。弁護士相談も実施していくとのことですが無料相談の体制を整えてください。（今年度無料で実施される予定であればこの意見は取り下げます。）	子育て支援課では、DVによる一時保護等を行い緊急の法律相談を必要とする方に対する無料法律相談を行っています。また、その他法律相談を必要とする方には、男女共同参画センターウィズや彦根市社会福祉協議会等が行う法律相談におつなぎしています。
24	83	デートDV防止へ向けた学校教育での取組	令和元年度の課題として「保護者への働きかけ」「家庭との連携」が挙げられていますが、令和2年度では具体的にどのように対応されていますか。	児童生徒の発達段階や実態に応じて、必要な場合は、長期休業の事前指導で注意事項の一つとして示すなどして、対応することとしています。
25	85	DV加害者の更生に対応する取組	県や国の情報収集を行うとともに、その情報発信に努めてください。	国や県からの情報については、庁内LANを活用し、関係部署に情報提供しております。
25	85	DV加害者の更生に対する取組	県や国の情報収集を行ったうえで、その情報をどのように他部署と共有し、生かされていますか。	【回答①】 国や県からの情報については、庁内LANを活用し、関係部署に情報提供しております。
			【回答①】に対する意見 市役所内部だけでなく、庁外にも発信してほしいということです。学校（公立私立を問わず）や企業などに向けて情報を提供してください。	関係部署（子育て支援課、教育委員会等）との連携や企業訪問などを通じて情報提供に努めてまいります。
25	86	防犯設備の整備促進	「道あかり事業については、業務見直しにより令和2年度から建設管理課へ所管替え」となっていますが、建設管理課での令和2年度の事業計画（道あかり事業）はどのようなになっているのでしょうか。	引き続き道あかり事業による防犯灯の新設および維持管理を実施します。
26	88	S N S 等を利用した犯罪の防止	「適切な利用方法について指導を行う。また、保護者への啓発に取り組む」とされていますが、具体的にはどのような指導、啓発をされていますか（授業、保護者向け研修会、資料配布等）	児童生徒および保護者を対象とした研修会や、情報教育のモラルに関する学習を位置づけ、学年の発達段階に応じた指導を行っています。 また、各種通信（学校だより、学年・学級通信、HP等）による啓発を行っています。

頁	通し番号	指標名 施策・事業	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
30	99	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入	「市の施策において、必要な範囲内においてポジティブ・アクションを導入するよう働きかける」とありますが、具体的にはどのような施策において働きかけをされていますか。	庁内の各種審議会への女性委員の登用増加に向けて、女性人材バンクの積極的な活用を促しました。令和元年度においては、人材バンクの閲覧履歴が2回あり、うち1名が審議会委員へ就任されています。

【参考】意見・回答書 ②〔新計画骨子案〕新計画の基本理念・基本方針・基本目標について/〔新計画骨子案〕新計画体系と施策の方向について

頁	行	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
0		目次の第4章、第5章の資料が未添付ですが、別途検討になりますか。	第4章施策の推進、第5章計画の進行管理については、今後、審議会でお諮りさせていただきますまして、決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。
5	8	<p>12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、暴力、武力紛争、経済、権力と意思決定、制度的な仕組み、人権、メディア、環境、女児）と行動綱領のとおりに記載できませんか。省略しない方が正しく伝わります。</p> <p>【回答①】に対する意見 文字数が大幅に増加するわけではないので本編に正確に記載されることを再提案します。</p>	<p>【回答①】 ご指摘につきましては、資料として巻末資料編に掲載いたします。</p> <p>表現や掲載レイアウト等は、随時、委員様のご意見をいただきながら推考し、次回の審議会にて訂正案を提示させていただきます</p>
5	29	「世界に発信されました。」の次に令和2年（2020年）には、北京会議から25年、UN Women（国連女性機関）設立10年、SDGs採択から5年の節目の年であり男女共同参画、女性活躍に関連したあらゆる取組みが国際的にも行われました。（現在進行中なので表現は変更してください。）	ご指摘につきましては、表現を変えて盛り込みます。
6	4	「その後、」の次に「男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画室を内閣府男女共同参画局と組織改革するとともに」を記載し国が最も力を入れている政策の一つであることを表現してください。文言の整理はしてください。	ご指摘につきましては、表現を変えて盛り込みます。

頁	行	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
7	3	<p>滋賀県の取組みが平成23年まで無かったように見えてしまうので、平成2年に計画を策定したこと、平成6年の改定を経て、平成10年にパートナーシップ2010プランが策定されたこと、平成13年に 滋賀県男女共同参画推進条例 を制定されたこと、条例施行後平成15年、平成20年の改定を経て、平成23年へ続く。少し丁寧に滋賀県の動きを表現してください。</p>	<p>ご指摘につきましては、ご指摘通り、滋賀県の取り組みを整理して盛り込みます。</p>
8	1～8	<p>時系列の記載の仕方に違和感があるため修正を提案します。文言等表現は今後修正を行ってください。</p> <p>本市では、昭和59年に女性行政の担当窓口を設置したことを初め、これまで平成5年（1993年）に彦根市男女共同参画社会づくり推進本部を設置し、平成7年（1995年）には、「彦根市男女共生プラン」の策定を行いました。平成13年（2001年）3月には、「彦根市男女共同参画計画（男女共同参画ひこねかがやきプラン）」を策定し、続いて平成14年4月には、「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行するとともに彦根市男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を進めてきました。また、平成15年には、彦根市男女共同参画センター「ウィズ」の整備をするとともに、男女共同参画地域推進員による出前講座の実施、男女共同参画事業者表彰などの取組を進めてきました。その後、平成19年（2007年）3月からは、新たな計画に基づき「互いに個性を尊重しあい一人ひとりが輝いて生きられるまちひこね」を実現するために関連施策の推進に努めてきました。</p>	<p>ご指摘につきましては、全体の文章量を勘案して追加訂正いたします。</p>
11		<p>婚姻の状況 人口動態調査からの資料ということですので、法律婚のみの件数であると理解したうえで質問します。 この数字は、彦根市に戸籍のある人の婚姻件数か、住民基本台帳のある人の件数か、届け出を提出した件数かいずれでしょうか。 また、婚姻の件数から何を見るのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、本市の住民基本台帳のデータです。 婚姻の動向からは将来の子育て世代（男女）のワーク・ライフ・バランス及び子育てサービス、住宅、就労、教育、医療分野における多様なニーズの傾向を見ることができると考えます。</p>

頁	行	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
16		ジェンダーギャップ指数の意味（注釈）を入れておいた方が理解しやすいかと思えます。	ご指摘のとおり、注釈を挿入いたします。
16		(6)ジェンダーギャップは、彦根市の現状を反映させた統計ではありませんが、載せる必要がありますか。	ジェンダーギャップ指数は、世界の中に占める日本の男女共同参画社会をめざす政策の評価・成果を測るとともに、一般市民への啓発の効果があるものと考えます。
16		ジェンダーギャップ指数の日本の現状について、なぜ順位を下げたのか、事実に基づいた考察を入れてほしい。 (悪化したというよりは、他の国が様々な男女平等施策を進めたのに日本は何もしなかったからの結果ではないだろうか。例)夫婦別姓を初め女性の待婚期間等に関する民法の改正や政治参加へのクォーター制の導入など)	ご指摘については、国連、国等の関連するデータ等から分析、考察を進めたいと考えています。
17		市民回収率：36%、企業回収率35.1%は低い結果ではないのか。目標はあったのか、調査期間、回収方法の見直しも必要かと思われます。特に市民はムリでも企業への協力は可能かと思われます。	ご指摘については、今後の調査に活かしてまいりたいと考えています。
21		【市民意識調査からの課題の要約】のところ、わかりやすくまとめてくださっているのですが、さらに見やすくするため、「結婚」「ハラスメント」など見出しをつけ、項目が変わるごとに一行あけるなどしてはどうでしょうか。	ご指摘については、レイアウト等に配慮してまいりたいと考えています。
23		【企業意識調査から課題の要約】のところも、テーマ別に見出しをつけて、一行開けるなどするとより見やすいのではないのでしょうか。	ご指摘については、レイアウト等に配慮してまいりたいと考えています。
25	(3)	SDGs 17のゴールとは、17番目の「パートナーシップで目標を達成しよう」のゴールを言うのか、それとも17項目すべてのゴールということでしょうか。	SDGs 17のゴールについては、すべてではなく、特に5【ジェンダー】ジェンダー平等を想定しています。 「SDGs 17」を一つの単語として記載しましたが、誤解が生じる可能性があるため、記載方法を検討します。

頁	行	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
25	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ●加害者への支援を考えてください。 ●国際協調、SDGs（5 ジェンダー平等） ●ジェンダーギャップ指数の改善は（4）の方が適切ではないでしょうか。 	ご指摘を参考に、検討、訂正していきたいと考えています。
25		「SDGs 17 のゴール」とされていますが、29頁では「SDGsとの整合」となっています。25頁も「SDGsとの整合」、「SDGsの達成」といった表現に変更されてはいかがでしょうか。	ご指摘を参考に、検討、訂正していきたいと考えています。
25		（4）計画の推進管理のための取り組み、のところ「推進本部体制の遂行管理」という語句が少し難しいです。	ご指摘を参考に、検討、訂正していきたいと考えています。
28		資料3-1の説明で将来像（趣旨・基本方向）と記載していますが「目指す将来像」が基本方向ということでしょうか。基本方向という言葉を使わず「目指す将来像」の説明として〈趣旨〉で説明するというのでしょうか。	ご指摘のとおりです。
29	家庭・地域での・・・	<p>基本施策</p> <p>①家庭や地域社会における男女共同参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における固定的役割分業意識の改革 → 解消 ・自治会など地域活動における男女共同参画 ・自治会やボランティア団体などの意思決定過程の男女平等 <p>追記希望</p>	ご指摘については、追加、訂正してまいりたいと考えています。
29	働く場での・・・	<p>③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和に関する情報提供 ・男性 → 働く人 の長時間労働の解消 	ご指摘については、追加、訂正してまいりたいと考えています。

頁	行	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
29	尊重し認め合う・・・	<p>①あらゆる性暴力をなくすための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痴漢を始めあらゆる性暴力・性犯罪を許さない市民意識の醸成 ・配偶者や恋人からの暴力（DV）の防止に向けた取組の推進 ・加害者への対応、支援 追記希望 ・性暴力・性犯罪予防のための取組の推進 <p>②被害者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談の充実・関係機関との連携 ・被害者へのカウンセリング支援 ・2次被害の排除 追記希望 <p>③あらゆる性差別の解消</p> <p>④男女共同参画センター「ウイズ」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター「ウイズ」の各種啓発事業の推進 ・男女共同参画センター「ウイズ」における相談事業の充実 ・SDGs との整合及びジェンダー・ギャップ指数の改善 → 「ウイズ」の分野にあるのは違和感あります。 	<p>ご指摘については、追加、訂正してまいりたいと考えています。</p>
29	計画の推進	<p>推進本部体制の遂行管理・市民、事業者、NPO等との協働体制づくり・ボランティアが活躍できる環境づくり・SDGs との整合及びジェンダー・ギャップ指数の改善・国や県への要望</p>	<p>ご指摘については、追加、訂正してまいりたいと考えています。</p>
資料3-1の2頁目と資料3の29頁	基本目標	<p>『①・・・，場面を「地域・家庭」・・・に絞りました。』とあります。これに異論はないのですが，“家庭教育”にはなぜ言及されていないのでしょうか？</p> <p>“○ 家庭での男女共同参画の実践”という基本目標の根幹は、家庭教育にあると考えます。家庭教育が充実していないと、その影響は多方面に及び、究極的には男女の働き方だけでなく男女共同参画プランの遂行段階において目に見えない形で影響が及んでくるのではないかと思います。今後 基本施策等を設定するにあたり、考慮していただければ幸いです。</p>	<p>ご助言ありがとうございます。</p> <p>これからの社会を担う子どもたちにとって、男女共同参画の意識を育む「家庭教育」は、重要な環境の一つであると考えます。</p> <p>今後の計画策定過程で検討してまいりたいと考えています。</p>

頁	行	審議会委員からの意見・質問内容	事務局回答
		<p>市民・企業意識調査を踏まえて検討されていると思いました。基本理念・基本方針・基本目標についての策定にあたって、世界・日本・滋賀・彦根と分けて分析されているのはわかりやすい。コロナの現況下、私たちをめぐる状況は激変してきています。特に社会的弱者、女性、子ども、高齢者に被害が及んでいます。経済格差がひどくなる中で、ひとり親、シングルマザー、非正規の若者などのおかれている現状は看過できません。男女共同参画社会の実現は平和な社会と経済的安定が必須です。計画の策定が2022年から2033年として計画されていますが、もう少し短いスパンかとも思います。それほど、社会上司絵は変化しています。</p>	<p>次期計画の期間は、12年間の計画となりますが、4年ごとに見直しを行い、社会情勢の変化による生じる新たな課題について対応してまいります。</p>